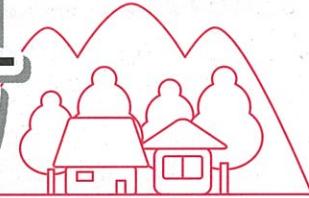


回覧

平成24年 冬号
No.107

消費生活情報誌

かいじ号



悪質商法に負けろ!



これは、1月～3月の期間、若者の消費者被害防止のため実施される、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーン」の標語です。

期間中は「カモキャラ」のリーフレット配布や、ポスターの掲示を行います。また、平成24年1月26日・27日に特別相談「若者トラブル110番」を開設します。

もし、消費者トラブルに遭い、誰にも相談できずに困ったな、どうしようと思ったら、すぐに県民生活センターにご相談下さい。

そのサイト、大丈夫?

山梨県県民生活センターに2011年4月から10月の期間に寄せられた相談件数は2665件ですが、22歳以下の方から寄せられた相談は150件を超えていました。

このうちの5割強が「放送・コンテンツ等」と呼ばれるものでした。これは、パソコンや携帯電話でインターネットを利用しているときに、悪意のあるサイトにアクセスしてしまった結果、お金を不正に請求されたという内容のものです。



- ▶インターネットには実に様々なサイトが存在します。アダルトサイトや出会い系サイト、着メロや動画サイトなど、無料と表示されていたのでクリックしたら突然料金請求画面になってしまったというケースが多く見受けられます。
- ▶また、アダルトサイトなどとは全く関係のないサイトを閲覧中に、無料の占い等のサイトの宣伝に引かれてクリックしたら、いきなりアダルトサイトになり登録されてしまったといった例も見られます。
- ▶いずれの場合も、申込みの意志がなく勝手に登録されたような場合、法律的に有効な契約ではありません。
- ▶登録解除をするには返信が必要などと、多くの場合サイト業者に連絡をさせようとしていますが、個人情報の入手が目的なので、絶対に連絡せず、請求があつても無視しましょう。必要に応じて着信拒否やメールアドレスの変更をして下さい。

トラブル急増、スマートフォン!!

最近、急速に普及が進んでいるスマートフォン。電話やメール機能の他に、パソコンのように様々なサイトにアクセスでき、アプリケーションソフトをダウンロードすることによって、利用者自身で機能を追加できるなど、これまでの携帯電話端末とは一線を画した機能を備えています。しかし、普及に伴ってスマートフォンに関するトラブルも急増しています。全国では10月31日現在で1789件と前年同期(542件)と比較して3倍以上の相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

主な相談内容としては、修理に出しても不具合が治らない、電池がすぐになくなる、インターネットやメールをあまり利用していないのにパケット料金が上限になった、通信制限があり動画が見られないなどです。次に、スマートフォンのトラブルを防ぐポイントを何点か挙げておきます。

- ▶CMなどのイメージだけで選択せず、自分の利用目的に合うか、機能や特徴を十分検討する。
- ▶不具合が起きた場合には、どのようなときに症状が起こったのか確認しておく。
- ▶アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしない。
- ▶海外に持つて行く場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金方法を確認しておく。



スマートフォンのトラブルに限らず、契約などのトラブルや不当請求をされたなど、困ったなと思ったら、悩まずに県民生活センターにご相談下さい。

電話 055-235-8455 受付時間 午前8時30分～午後5時(平日)

消費生活に係る県民意識調査結果の概要

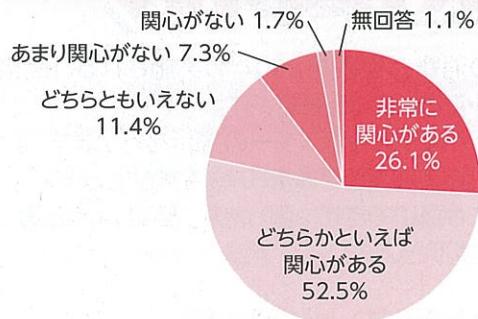
県では、県民の消費生活に係る意識や実態を把握し、施策の効果を検証するとともに、県民のニーズや地域の実情に応じて、今後の施策をさらに効果的なものとするために調査を実施しました。

調査対象：山梨県在住の満20歳以上の男女

対象数：発送数2,000 有効回収数936 有効回収率46.8%

調査実施期間：平成23年6月23日～平成23年7月7日

消費者問題についての関心の有無及び関心のある項目



- 「どちらかといえば関心がある」(52.5%)が最も高く、「非常に関心がある」(26.1%)が続いている。両者を合わせた「関心がある」は78.6%となっている。
- 「関心がある」と回答した人に関心のある項目をたずねたところ、「食品の安全性」(83.0%)が目立って高く、「強引な勧誘や悪質商法の手口と対策」(51.2%)、「省エネやエコなどの環境問題」(46.0%)と続いている。(複数回答)

消費者問題に関する情報の主な入手手段

- 「テレビ・ラジオ」(94.7%)が最も高くなっている。次いで、「新聞・雑誌(フリーペーパーを含む)」(73.6%)、「家族・知人」(39.1%)、「県や市町村の広報誌・ホームページ」(28.8%)の順となっている。(複数回答)

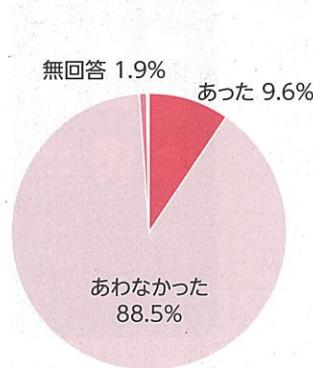
消費生活に関して得たい情報

- 「悪質商法などの手口と消費者被害・トラブルへの対処方法」(46.3%)が最も高く、次いで、「食品の安全性や食品表示制度」(39.4%)、「消費生活に関する法律や制度など」(31.1%)となっている。(複数回答)

消費者問題を学ぶ機会及びそのテーマ

- 消費生活に関する講座や催しへの参加経験の有無について、「ある」と回答した人は8.8%である。
- 「参加経験無し」の理由は、「講座や催しが開催されていることを知らなかつたから」が50.5%、次に「忙しくて時間がなかったから、時間が合わなかつたから」(30.3%)となっている。(複数回答)
- 参加したい講座のテーマの上位3項目は、「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」(36.8%)、「食品表示の見方など食に関する講座」(34.9%)、「環境にやさしい暮らし方に関する講座」(30.8%)となっており、いずれも3割を超えていいる。(複数回答)

最近1～2年での消費生活上のトラブル遭遇経験の有無及びその内容



◎トラブルの内容の主なもの

架空請求や振り込め詐欺などに関するもの

販売方法に関するもの

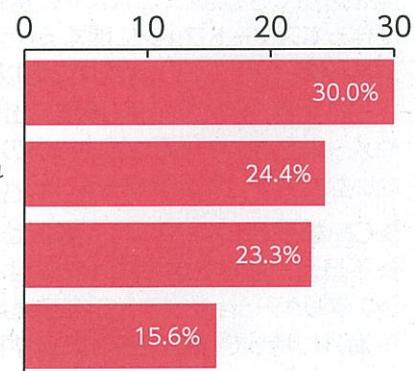
(大げさな広告、ウソやカン違いするような説明、契約をせかされたり、おどされた、しつこく勧誘されたなど)

商品・サービスの価格に関するもの

(偽物、欠陥品、量や質、性能や効果が表示や説明と違つたなど)

食の安全に関するもの

(消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など)



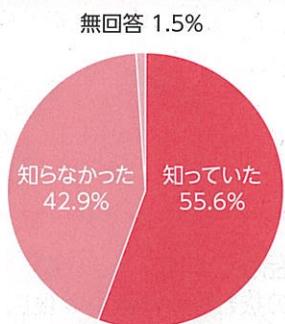
- 「あった」と回答した人が9.6%となっている。

- また、消費生活上のトラブルにあった人にその内容をたずねたところ、「架空請求や振り込め詐欺などに関するもの」が30%で、最も高くなっている。(複数回答)

トラブルにあった際の相談経験の有無及び相談先

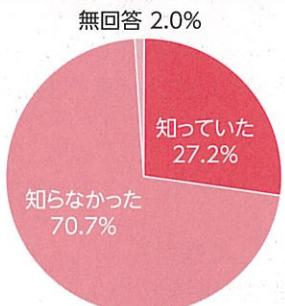
- 「相談した」が61.1%となっている。
- 相談先をたずねたところ、「家族・親族」(49.1%)、「友人や知人(職場の同僚・上司・近所の人を含む)」(30.9%)の順で高く、身近な人に相談する傾向がみられ、「県民生活センター」は20.0%となっている。(複数回答)

県民生活センターでの消費者相談実施についての認知度及び認知手段



- 「知っていた」55.6%となっている。
- 「知っていた」と回答した人の情報の入手手段は、「テレビ(暮らしの情報)」が60.8%で圧倒的に高く、次いで「テレビ(CM)」(37.1%)、「テレビ(広報番組)」(28.3%)が続き、上位3項目をすべてテレビが占める結果となった。(複数回答)

市町村役場での消費生活相談窓口設置についての認知度及び認知手段

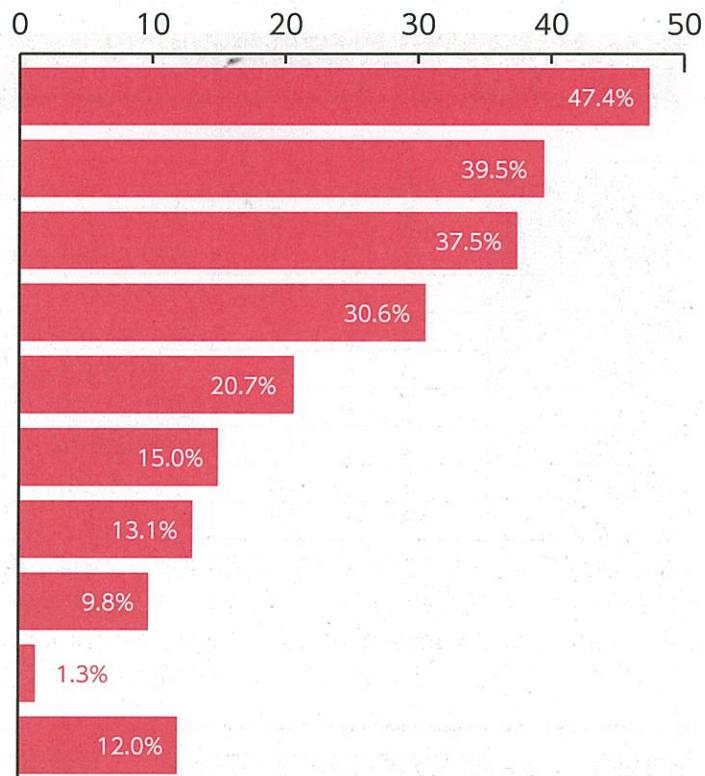


- 「知っていた」27.2%となっている。
- 「知っていた」と回答した人の情報の入手手段は、「市町村広報誌」が84.3%と目立って高く、次いで「自治会回覧」(28.2%)、「消費生活情報誌『かいじ号』」(18.0%)となっている。(複数回答)

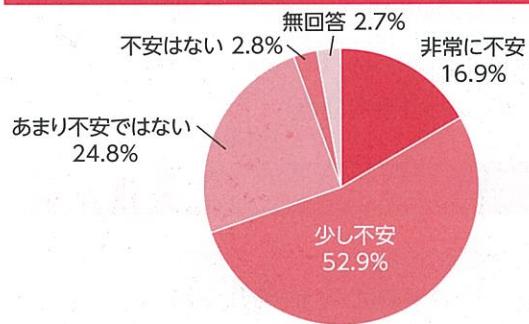
県や市町村の消費者行政に望むこと

消費者問題に対する取り組みとして行政に望むことは、「身近な場所で相談できる窓口を増やす(消費生活センター新設など)」が47.4%と、半数近くを占めて最も高くなっている。次いで、「消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供の充実」(39.5%)、「行政の事業者への指導・取締りの強化」(37.5%)となっている。(複数回答)

身近な場所で相談できる窓口を増やす(消費生活センター新設など)



食品の安全性についての不安の有無及び不安の内容



●「少し不安」(52.9%)が過半数を占めて最も高く、「あまり不安はない」(24.8%)が続いている。「非常に不安」(16.9%)と「少し不安」を合わせた「不安がある」は69.8%で、7割近くを占めている。

●“不安がある”と回答した人に不安な点をたずねたところ、「食品表示の信頼性(偽装や不正がないか)」(66.5%)が目立って高く、「食品添加物の健康への影響」(43.8%)、「輸入食品の安全性」(39.7%)と続いている。

「食品安全・安心」に関する情報ニーズの内容

●「食品安全性に関する物質や病原菌など」(57.8%)が最も高く、次いで「食品表示制度」(43.5%)、「食中毒の発生、食品の自主回収その他食品に関する事件、事故、違反など」(41.3%)、「食品の抜き取り検査や飲食店、食品の製造所などへの立入検査の結果」(38.6%)と続いている。(複数回答)

* * * * 平成24年度山梨県食品表示ウォッチャー募集!! * * * *

日常の買い物等を通じて、食品表示の状況をモニターしていただき、その状況を県に報告していただく「食品表示ウォッチャー」を募集しています。食品の安全性や表示に関心のある方は、お気軽にご応募ください。(専門的な知識や資格は一切必要ありません。)

活動内容 食品表示状況のモニター・報告(年4回)、研修会(年2回)への参加

応募資格 食品表示に関心のある、県内在住の満20才以上の方

募集人数 30人以内(応募者多数の場合は、地域バランスなどを考慮して選考)

応募方法 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、簡単な応募理由を明記のうえ、

郵送、ファックスまたは電子メールにて応募してください。

応募締切 平成24年2月29日(水)

謝礼等 年額7,000円(上限)

応募・問合わせ先 山梨県消費生活安全課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1588 FAX055-223-1587

電子メール:shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp



これまでに放射性物質検査を実施した県産農産物等及び検査結果

(平成23年10月18日～12月26日までの間)

	品目数	検体数	品目
野菜	1	3	大豆(3)
果樹	1	1	キウイフルーツ(1)
肉・乳	1	11	牛肉(11)
穀類	2	27	米(26)、そば(1)
魚介類	3	6	ヒメマス(2)、ワカサギ(2)、ニジマス(2)
きのこ	1	10	原木しいたけ(10)
その他	2	18	きのこ原木(8)、菌床用培地(10)
野生獣肉	2	8	イノシシ(4)、ニホンジカ(4)
計	13	84	

全ての品目で、放射性ヨウ素は不検出、放射性セシウムは不検出または暫定規制値を下回っています。
()内は検体数
(下線の品目は、暫定規制値以下の放射性セシウムが検出された品目です。数値は県ホームページで確認できます。)

<http://www.pref.yamanashi.jp/kinkyu/Environmentalradioactivity.html>

(県トップページ「緊急・災害情報」の「原子力発電所事故による本県への影響について」をクリック)